

# 第2次栗山町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

年次報告書

2024（令和6）年度実績

2026（令和8）年3月

栗山町

## 1 報告書作成の趣旨

第2次栗山町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、計画期間を2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間としています。

計画では、国の地球温暖化対策計画の基準年度である2013（平成25）年度に対して、2030（令和12）年度の段階で約50%以上の二酸化炭素を削減することを目標として取り組んでいます。

本報告書は、計画1年次である2024（令和6）年度の温室効果ガス排出量を算出整理し、基準年度の2013（平成25）年度と比較し公表するものです。

表1 温室効果ガス排出量（2024（令和6）年度）

単位：t-CO<sub>2</sub>

	基準年度 2013年度	実績 2024年度	差引 削減量	削減率
排出量	4,315	2,748	△ 1,567	△ 36.3%

## 2 二酸化炭素の排出量

2024（令和6）年度に町の事務事業に伴い排出された二酸化炭素の総排出量は2,748 t-CO<sub>2</sub>で、基準年度である2013（平成25）年度の総排出量4,315 t-CO<sub>2</sub>と比較して1,567 t-CO<sub>2</sub>削減しました。削減率は36.3%となっています。

エネルギー種別毎の使用量・排出量及び構成割合は以下のとおりです。

表2 エネルギー種別使用量・排出量

項目	エネルギー種別	2013年度 基準年度		2024年度 当該年度		比較 当該年度－基準年度	
		使用量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	使用量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出量 増減量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出量 増減率
施設	電気量 (kWh)	3,655,287	2,478	3,180,054	1,009	△ 1,469	△ 59.3%
	A重油 (L)	420,553	1,140	382,836	1,037	△ 102	△ 9.0%
	灯油 (L)	183,796	458	191,087	476	18	4.0%
	LPG (kg)	935	3	1,788	5	2	91.3%
	ガソリン (L)	3,062	7	2,291	5	△ 2	△ 25.2%
	軽油 (L)	32,706	84	25,881	67	△ 18	△ 20.9%
公用車	ガソリン (L)	33,608	78	35,264	82	4	4.9%
	軽油 (L)	26,051	67	25,776	67	0	△ 1.1%
合計		-	4,315	-	2,748	△ 1,567	△ 36.3%

※使用量及び排出量削減量は各項目とも小数点以下を四捨五入により、整数表示

前年度（2023（令和5）年度）との比較

項目	エネルギー種別	2023年度 前年度		2024年度 当該年度		比較 当該年度－前年度	
		使用量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	使用量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	使用量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
施設	電気量 (kWh)	3,218,995	1,340	3,180,054	1,009	△ 38,941	△ 331
	A重油 (L)	413,719	1,121	382,836	1,037	△ 30,883	△ 84
	灯油 (L)	187,420	467	191,087	476	3,667	9
	LPG (kg)	1,434	4	1,788	5	354	1
	ガソリン (L)	2,300	5	2,291	5	△ 9	0
	軽油 (L)	25,217	65	25,881	67	664	2
公用車	ガソリン (L)	36,629	85	35,264	82	△ 1,365	△ 3
	軽油 (L)	29,079	75	25,776	67	△ 3,303	△ 8
合計		-	3,163	-	2,748	-	△ 415

表 3 エネルギー種別排出量構成割合

項目	施設						公用車		合計
	電気量	A重油	灯油	LPG	ガソリン	軽油	ガソリン	軽油	
2013 (基準年度)	57.4%	26.4%	10.6%	0.1%	0.2%	2.0%	1.8%	1.6%	100.0%
2022 (R4)	50.6%	29.1%	13.2%	0.1%	0.1%	2.2%	2.4%	2.2%	100.0%
2023 (R5)	42.4%	35.4%	14.8%	0.1%	0.2%	2.1%	2.7%	2.4%	100.0%
2024 (R6)	36.7%	37.8%	17.3%	0.2%	0.2%	2.4%	3.0%	2.4%	100.0%

3 施設別の二酸化炭素の排出量

2024（令和6）年度における二酸化炭素の施設別総排出量は次のとおりです。

表 4 施設別排出量

単位：t-CO<sub>2</sub>

施設名	2013年度 (基準年度)	2024年度 (当該年度)	増減量	増減率
栗山町役場	312.5	175.5	▲ 137.1	▲ 43.9%
栗山小学校校舎	293.1	179.0	▲ 114.2	▲ 38.9%
栗山小学校体育館	21.7	31.2	9.5	43.8%
栗山中学校校舎	168.4	90.5	▲ 77.9	▲ 46.2%
栗山中学校体育館	62.6	48.4	▲ 14.2	▲ 22.7%
継立小学校	157.5	133.9	▲ 23.6	▲ 15.0%
角田小学校	128.4	84.9	▲ 43.5	▲ 33.9%
介護福祉学校	66.5	54.4	▲ 12.0	▲ 18.1%
給食センター	273.0	205.2	▲ 67.8	▲ 24.8%
総合福祉センター	142.8	93.3	▲ 49.5	▲ 34.7%
資源リサイクルセンター・堆肥化施設	535.8	139.2	▲ 396.6	▲ 74.0%
いきいき交流プラザ	11.8	10.8	▲ 0.9	▲ 8.0%
スポーツセンター	242.3	188.1	▲ 54.2	▲ 22.3%
日出生活館	4.1	2.9	▲ 1.3	▲ 30.8%
南部公民館	94.4	54.7	▲ 39.7	▲ 42.1%
農村環境改善センター	67.0	42.8	▲ 24.2	▲ 36.1%
勤労者福祉センター	34.5	27.9	▲ 6.6	▲ 19.1%
カルチャープラザ EKi	193.6	114.7	▲ 78.9	▲ 40.8%
オオムラサキ館	0.0	21.3	21.3	-
ふじスポーツ広場・ふじ交流センター	12.3	6.7	▲ 5.7	▲ 45.9%
町民球場	17.6	10.4	▲ 7.2	▲ 40.7%
図書館	75.1	62.4	▲ 12.8	▲ 17.0%
開拓記念館	18.4	9.3	▲ 9.1	▲ 49.5%
子育て支援センター	0.0	10.1	10.1	-
児童センター	33.5	20.8	▲ 12.7	▲ 38.0%
栗山水泳プール	8.1	6.2	▲ 1.9	▲ 23.2%
消防庁舎	112.2	134.2	22.0	19.6%
角田水泳プール	6.7	4.4	▲ 2.3	▲ 34.5%
継立水泳プール	0.0	0.0	0.0	-
学生寮	77.1	94.2	17.2	22.3%
環境センター	105.6	78.1	▲ 27.5	▲ 26.0%
不動の滝	0.1	0.1	0.0	6.2%
山車倉	0.4	0.3	▲ 0.1	▲ 21.7%
ロードヒーティング・バス車庫・公用車	150.0	192.2	42.2	28.1%
煉瓦創庫くりふと (R4.11月より)	0.0	39.7	39.7	-
上下水道施設	888.3	380.5	▲ 508	▲ 57.2%
合計	4,315.2	2,748.1	▲ 1,567.1	▲ 36.3%

※二酸化炭素の排出量は、各エネルギー使用量に二酸化炭素排出係数を乗じて計上しています。

## 4 取組の内容

### ●省エネルギー行動の継続的な実践

- (1) 冷暖房温度の適正な管理
- (2) 照明時間の短縮
  - (ア) 昼休みの消灯
  - (イ) 不使用個所の消灯（席の不在時に消灯）
  - (ウ) 庁舎内照明の間引き
  - (エ) ノー残業デーの実施
- (3) その他、省エネルギーの取組
  - (ア) クールビズ（夏季）・ウォームビズ（冬季）の実施による燃料費の削減
  - (イ) 離席時や退庁時の不用電源及びP Cモニターのオフ
  - (ウ) トイレのエアタオルの使用中止
  - (エ) 車両の適正な運用管理、エコドライブの推奨
  - (オ) 公用自転車の使用による公用車使用の抑制
  - (カ) ごみ分別の徹底、4 R（Reduce/Reuse/Recycle/Refuse）の取組推進
  - (キ) 予算書、議会資料等ペーパーレス化の取組推進
  - (ク) 地域材利用の推進（公営住宅建設資材）
  - (ケ) ICT 技術を活用した業務の効率化・Web 会議やテレワークシステムの導入
  - (コ) 事務消耗品の詰替えやリサイクル品の積極利用

### ●建物・設備等の省エネルギー化の推進

- (1) 公用車の更新時の電動化（ハイブリッド車）
- (2) 公共施設等総合管理計画の方針に基づく施設管理

### ●再生可能エネルギーの有効活用

- (1) 太陽光発電設備の導入（平成 28 年 2 月～）

南部公民館では平成 28 年 2 月より太陽光発電設備を設置しており、発電量の全量を施設内消費しています。令和 6 年度の発電量は 9,868kWh で、年間約 5,191kg-CO<sub>2</sub> の削減効果相当となっています。

- (2) 電力調達における再生可能エネルギー活用（令和 5 年 10 月～）

高圧電力及び業務用電力契約の公共施設等（21 施設）に対し、二酸化炭素排出量を 0 として計算可能な再生可能エネルギー由来の電力を調達し、使用電力からの二酸化炭素排出量削減に取り組みました。

ほくでんカーボン F プラン（50%）→施設使用電力の 50%相当を二酸化炭素排出の算出において 0 カウント

#### **2024（令和 6）年度 削減効果実績 663.7 t-CO<sub>2</sub>**

R6.4 月～R7.3 月 ほくでんカーボン F プラン対象施設 21 施設の使用電力合計 2,523,606 kWh

北海道電力の二酸化炭素基礎排出係数 0.526（令和 6 年度実績）

ほくでんカーボン F プラン 購入した電力の 50%（※）を再生エネ由来とする。

※再生エネ割合（%）は電力小売事業者との需給契約による。

CO<sub>2</sub> 削減量の計算式 2,523,606kWh×0.526×50% = 663,708kg-CO<sub>2</sub> (≒663.7 t-CO<sub>2</sub>)

表 5 南部公民館における太陽光発電設備の発電状況

単位：kWh

	年間発電量	年間（電力購入）使用量
平成 25 年度	【太陽光導入前】	42,385
平成 26 年度	【太陽光導入前】	42,670
平成 27 年度	1,888	39,272
平成 28 年度	8,119	34,561
平成 29 年度	9,508	33,822
平成 30 年度	9,737	35,240
令和元年度	9,369	34,447
令和 2 年度	9,424	33,664
令和 3 年度	10,334	33,638
令和 4 年度	9,862	32,642
令和 5 年度	10,304	33,915
令和 6 年度	9,868	32,544

※発電電力は全量自家消費しています。

## 5 計画の点検評価

2024（令和 6）年度に策定した「第 2 次栗山町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」における基準年度（2013（平成 25）年度）の温室効果ガスの総排出量 4,315t-CO<sub>2</sub>に対し、計画初年度である 2024（令和 6）年度の町の事務事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量は 2,748t-CO<sub>2</sub>で、基準年度の総排出量と比較して 1,567t-CO<sub>2</sub>の減となりました。削減率で見ると、計画目標年度（2030（令和 12）年度）の目標設定値とした 50%以上の削減に対し、2024（令和 6）年度の実績は、基準年度に対し 36.3%の削減となっています。目標年度の 2030（令和 12）年度の総排出量 2,157 t-CO<sub>2</sub>の排出に抑えるためには、現状（2024 年度）から年間 591 t-CO<sub>2</sub>の更なる取組が必要となります。

2024（令和 6）年度においては、2023（令和 5）年度から実施している再生可能エネルギー由来の電力調達を実施し、663.7 t-CO<sub>2</sub>（率にして 15.3%）の削減効果を得たところです（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）。

国（政府）においても 2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギーとする目標を掲げており、地方公共団体においても、国に準じ、再生可能エネルギー等由来の脱炭素電源の率先的な活用を望まれているところです。今後も有効な電力の脱炭素化手段のひとつとして位置づけ、継続調達していくことや排出係数が可能な限り低い電力の調達も検討事項となってきます。

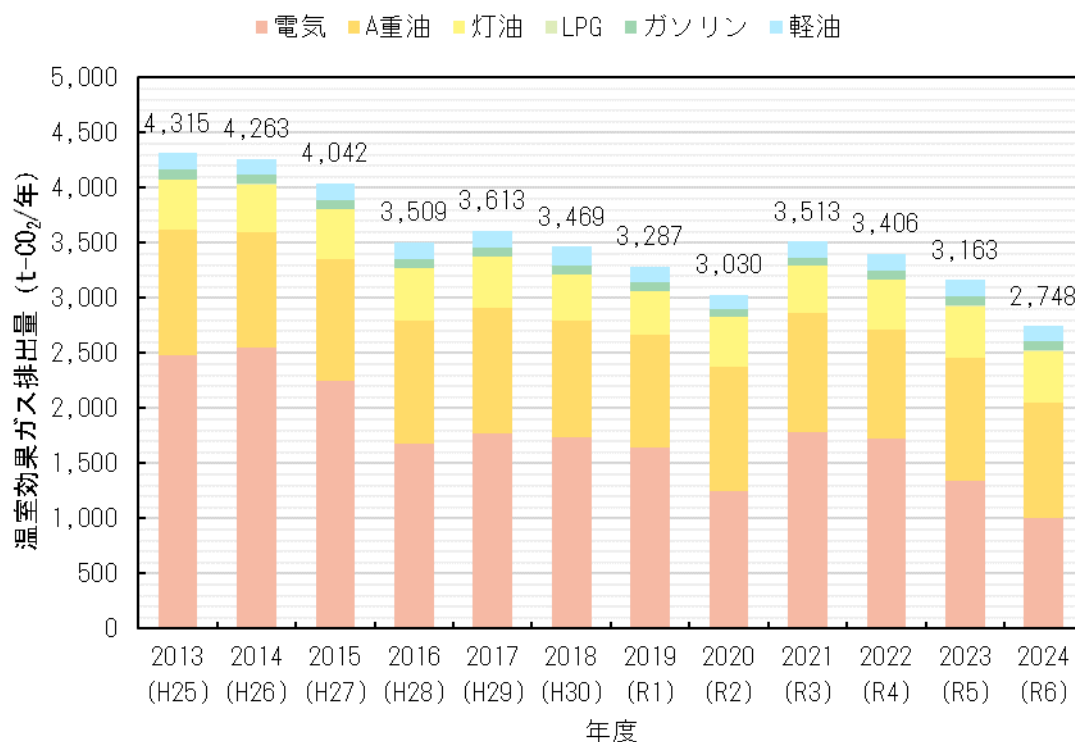
2030（令和 12）年度の目標達成に向けては、既に社会実装されている現実的な省エネルギー対策とあわせ、引き続き電力の脱炭素化の取組強化を図っていくとともに、今後ますます加速化する見通しである本町の人口減少や公共施設等の対策の動向を踏まえつつ、2050 年カーボンニュートラルを意識した公共施設等のエネルギー調達について、より低炭素あるいは脱炭素化されたエネルギー活用を含め可能な取組を着実に実践していく必要があります。

表 6 (参考) 二酸化炭素の総排出量の推移 (2013～)

単位：t-CO<sub>2</sub>

年度	二酸化炭素 排出量	前年度との 比較	基準年度との 比較	基準年度との 比較 (%)
2013 (平成 25)	4,315		基準年度	
2014 (平成 26)	4,263	△ 52	△ 52	△ 1.2
2015 (平成 27)	4,042	△ 222	△ 274	△ 6.3
2016 (平成 28)	3,509	△ 533	△ 807	△ 18.7
2017 (平成 29)	3,613	105	△ 702	△ 16.3
2018 (平成 30)	3,469	△ 144	△ 846	△ 19.6
2019 (令和 元)	3,287	△ 182	△ 1,028	△ 23.8
2020 (令和 2)	3,030	△ 257	△ 1,285	△ 29.8
2021 (令和 3)	3,513	483	△ 802	△ 18.6
2022 (令和 4)	3,406	△ 107	△ 909	△ 21.1
2023 (令和 5)	3,163	△ 243	△ 1,152	△ 26.7
2024 (令和 6) (計画 1 年目)	2,748	△ 415	△ 1,567	△ 36.3
2030 (令和 12) (目標年度)	2,157	-	△ 2,158	△ 50.0

※各項目とも小数点以下を四捨五入により、整数表示しています



(参考掲載) 第 2 次栗山町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) の骨子

取組期間：2024 (令和 6) 年度～2030 (令和 12) 年度

温室効果ガス排出量について、2030 (令和 12) 年度削減目標を上方設定し取組を強化する。

(1) 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画等を踏まえた上で、本町の事務・事業の状況等も加味し、次のとおり目標を見直し設定。排出量算定においては、前回計画の対象施設のほか、水道事業会計及び下水道事業会計で所管している事務・事業を追加する。

(2) 削減目標

政府実行計画 (政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画 (令和 3 (2022) 年 10 月 22 日 (閣議決定)) に準じ、温室効果ガス総排出量を 2030 (令和 12) 年度までに、基準年度 2013 (平成 25) 年度と比較して 50%以上削減することを目標とする。

次期計画：第 2 次栗山町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) の温室効果ガスの削減目標

	基準年度 2013 年度 (平成 25 年度)	現状 2022 年度 (令和 4 年度)	参考値 2023 年度 (令和 5 年度)	目標年度 2030 年度 (令和 12 年度)
温室効果ガス排出量	4,315t-CO <sub>2</sub>	3,406t-CO <sub>2</sub>	3,163t-CO <sub>2</sub>	2,157t-CO <sub>2</sub>
削減率		△21.1%	△26.7%	△50.0 %以上

※排出量算定に水道事業会計及び下水道会計所管施設等を加えた数値で再算定。

(3) 目標達成に向けた基本方針

これまで行ってきた省エネルギー行動を職員一人ひとりが意識して継続的に実践するほか、省エネ効率の高い設備への切り替え等について、環境面における温室効果ガス削減効果と、イニシャルコストなどの費用対効果を十分に検討したうえで取り進めるとともに、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出要因である電気使用量と重油・灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に資する施策の推進に努める。

- 基本方針 1 省エネルギー行動の継続的な実践
- 基本方針 2 建物・設備等の省エネルギー化の推進
- 基本方針 3 再生可能エネルギーの有効活用

第 2 次栗山町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 計画本編掲載 URL

<https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/site/-/29862.html>

「地球温暖化対策の推進に関する法律」 (抄)

(地方公共団体実行計画等)

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 計画期間
- 2 地方公共団体実行計画の目標
- 3 実施しようとする措置の内容
- 4 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12 【省略】

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

14 【省略】

15 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

16～17 【省略】